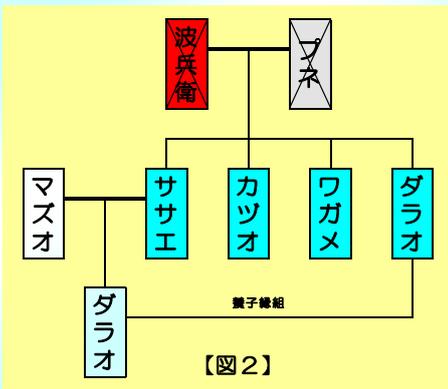
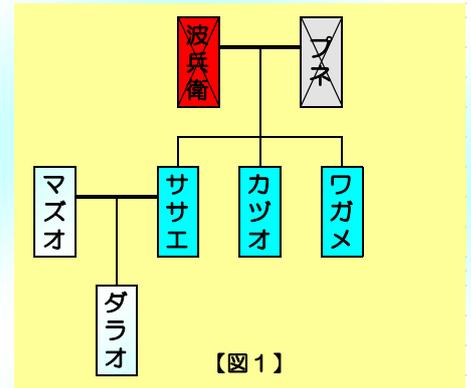


# 節税対策のためだけの養子縁組は無効？

今回は、養子縁組に関して本日出たばかりのほかほかの判例をご紹介します。

## 1. 法定相続分は？

【図1】をご覧ください。波兵衛の妻であるブネは既に亡くなっており、ここで波兵衛が亡くなれば相続人はササエ・カツオ・ワガメの3人に、したがって各人の法定相続分は1/3ずつとなります。ここで、マズオが藪から棒に、波兵衛に『お義父さん、相続人が増えると節税になるんですよ〜』とダラオを相続人にするよう進言しました。波兵衛は、それはいいアイデアだと考え、さっそくダラオと養子縁組を行いました（【図2】）。相続人は4人となり、各人の法定相続分は1/4に変わります。



面白くないのは、カツオとワガメです。仮にササエとカツオ・ワガメの仲が悪く、法定相続分による遺産分割となる場合、自分たちの法定相続分が1/3から1/4に減ってしまいます。ササエも自分の相続分こそ減るものの、直系のダラオが相続人になったので、ササエグループでは1/3から1/2に増加したと考えることができます。さらに、波兵衛が亡くなるまでダラオの養子縁組を知らされていなかったことでカツオとワガメの怒りは倍増しました。そもそも相続対策のためだけの養子縁組なんて動機が認められるはずがない、そんな養子縁組は当然無効だ！と息巻いています。

## 2. 養子縁組が無効となる場合

相続税節税目的だけの養子縁組は無効なのでしょうか？民法802条には養子縁組が無効になる場合について規定しています。

1. 人違いその他の事由によって当事者間に縁組をする意思がないとき（民802条1項1号）
2. 当事者が縁組の届出をしないとき（同2号）

2は単なる形式的要件なので難しくはありませんが、1の「縁組をする意思」は解釈が必要なところです。「縁組をする意思」とは、「法的に親子になろうとする意思」と「縁組届出しようという意思」の二つを指し、実際にこれまでの下級審判決の多くは、例え新たに相続人を生み出す動機であっても、その動機によって「縁組をする意思」を否定するものではないと判断してきました。つまり、養子縁組は有効と解釈するということです。

そもそも養子縁組制度は、相続税対策のために出来たものではありません。未成年者の監護や教育、一族での経済的協力、子を養育する喜びや、『家』を継承するなど様々な目的があります。日本では、お家継承は古くから重要と考えられています。そういった背景もあり、新たに相続人を生み出す目的というだけで、「縁組をする意思」を否定できるものではないという下級審に対し、最高裁はどう考えるか？

そして、ついに平成29年1月31日に最高裁判決が出ました。結論としてはこれまでの下級審見解を支持しました。すなわち「縁組をする意思」と「相続税の節税の動機」は併存するものであり、専ら相続税節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに縁組をする意思がないときに当たるとすることはできないとの考え方です。

昭和63年の相続税法改正により、いくら養子縁組をしても法定相続人の数は制限をかけられており、一定の抑止力となっていると考えているんだろうなあ。

ワガメ『養子縁組するときは、前もって他の相続人に話しておいた方がトラブルになりにくいわね・・・』